

# 平成 26 年 4 月 1 日から 住民票・戸籍の第三者交付を お知らせする制度が始まります !!

## 高森町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度（事前登録型）

戸籍などの証明書の不正取得により、個人の権利が侵害されることを防止、抑止するため、代理人や第三者へ証明書を交付した場合に、事前に登録した人へ、その事実の通知を行います。

### ○対象となる証明書

- ・ 住民票（除票を含む）の写し
- ・ 戸籍全部（個人・一部）事項証明書
- ・ 戸籍の附票の写し など

### ○登録できる方

- ・ 高森町の住民基本台帳に記録されている人または記録されていた人
- ・ 高森町の戸籍簿・除籍簿に記録または記載されている人



### 【制度の流れ】

#### ①高森町役場住民福祉課で、登録の申請をしてください。

（草部出張所・野尻出張所でも申請できます。）

必要なもの……本人確認書類（運転免許証、パスポート、住基カードなど官公庁が発行した写真入りのもの）

※代理人による場合は、委任状と代理人の本人確認書類なども必要です。

※廃止の申請等がない限り継続

#### ②代理人または第三者（国または地方公共団体の機関を除く）へ証明書を交付した場合は、登録者へ通知します。

### ○お知らせする内容

- 1 証明書を交付した年月日
- 2 交付した証明書の種類および数量
- 3 請求者の種別（代理人、第三者請求の別）

■お問い合わせ先 住民福祉課 住民係 TEL (62) 1111 (内線 135)